

福岡市土砂災害等危険住宅移転事業補助制度について

制度概要について

土砂災害などのおそれがある区域にある住宅で、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの等に対して、**移転等に必要費用の一部を補助します。**

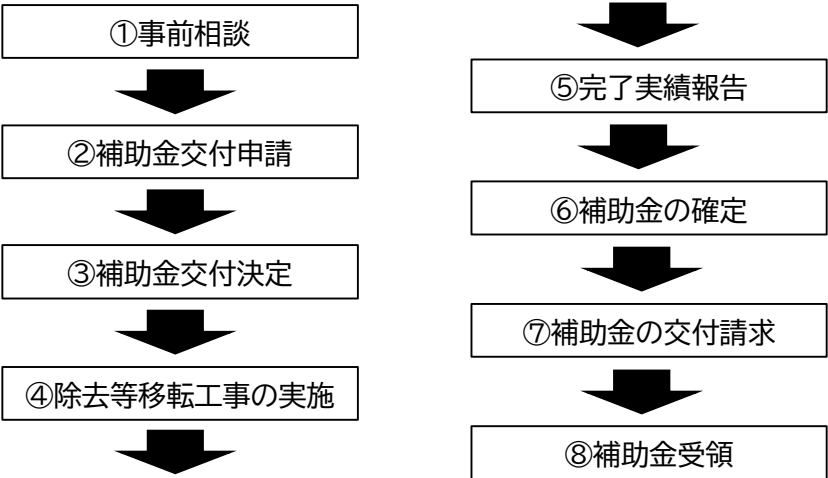
補助金交付対象について

次のいずれかに該当する区域に建つ既存住宅(危険住宅)の所有者等を補助対象としています。

対象区域			危険住宅	
			既存不適格	その他
1	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づいて、福岡県が指定する区域	福岡県が左記の区域を指定する以前から区域内に建っている既存の住宅	建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、県又は市が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行った住宅。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。
2	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて、福岡県が指定する区域		
3	がけ条例適用区域	福岡県建築基準法施行条例第5条により、建築が制限されている範囲内	昭和49年6月以前から左記の制限区域に建っている既存の住宅	
4	土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に定める基礎調査を完了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域		
5	過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域	災害救助法に基づいて福岡県が適用を決定した区域		

※**危険住宅の除去が必須**となります。
※補助金交付申請は「**建築敷地**」単位とし、同一敷地内での申請は**1回のみ**となります。
※移転後の住宅の建設については、原則として**建築物エネルギー消費性能基準に適合**する必要があります。
補助金額等の詳細については下記までお問い合わせください。

補助金交付申請の流れ



資料提供
NPO法人土砂災害防止広報センター

※**③補助金交付決定前の実施は補助対象となりません**のでご注意ください。
申請に必要な書類等の詳しい手続きの内容については下記までお問い合わせください。